

令和4年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和4年12月9日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 岩瀬 清 君	3番 瀧口 和男 君
4番 長田 悟 君	5番 戸坂 健一 君	6番 渡辺 ヒロ子 君
7番 狩野 光一 君	8番 久我 恵子 君	9番 佐藤 啓史 君
10番 岩瀬 洋男 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 寺尾 重雄 君	14番 末吉 定夫 君	15番 岩瀬 義信 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照川 由美子 君	副 市 長 竹下 正男 君
教 育 長 岩瀬 好央 君	政 策 統 括 監 加藤 正倫 君
副 政 策 統 括 監 青山 大輔 君	総 務 課 長 平松 等 君
企 画 課 長 高橋 吉造 君	財 政 課 長 軽込 一浩 君
消 防 防 災 課 長 神戸 哲也 君	税 務 課 長 大野 弥 君
市 民 課 長 岩瀬 由美子 君	高 齢 者 支 援 課 長 渡邊 治 君
福 祉 課 長 水野 伸明 君	生 活 環 境 課 長 君塚 恒寿 君
都 市 建 設 課 長 栗原 幸雄 君	農 林 水 産 課 長 屋代 浩 君
観 光 商 工 課 長 大森 基彦 君	会 計 課 長 鈴木 和幸 君
学 校 教 育 課 長 森 庸光 君	生 涯 学 習 課 長 渡邊 弘則 君
水 道 課 長 窪田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 植村 仁 君	議 会 係 長 原 隆宏 君
----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

- 議案第75号 勝浦市教育特区学校審議会条例の制定について
- 議案第76号 勝浦市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 議案第77号 勝浦市学校教育施設整備基金条例の制定について
- 議案第78号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第79号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第81号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算
議案第82号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第83号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第84号 令和4年度勝浦市水道事業会計補正予算
議案第85号 指定管理者の指定について
議案第86号 指定管理者の指定について
議案第87号 指定管理者の指定について

第2 休会の件

開 議

令和4年12月9日（金） 午前10時開議

○議長（末吉定夫君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第75号 勝浦市教育特区学校審議会条例の制定について、議案第76号 勝浦市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第77号 勝浦市学校教育施設整備基金条例の制定について、議案第78号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上6件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、それぞれ答弁を含め、30分以内と

いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 皆さん、おはようございます。早速、質問入らせていただきます。私は第75号、77号、78号とありますので、議案番号ごとに質問いたします。

まず、第75号 勝浦市教育特区学校審議会条例の制定についてであります。これは新しく条例を制定しようと新規の条例制定になりますので、聞いていきます。

まず1点目といたしまして、これ、条文、第1条から第8条までの条例なわけですがけれども、読み込ませていただきました。そのうち第2条「審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する」と。いわゆる調査審議する内容のものが第2条第1項第1号から第2号、第3号と3つ列記されております。

具体的にこの1号から3号までの詳細な説明、要は調査審議すること、どういったことをするのかということ具体的に、詳細な説明をまず求めたいと思います。

あわせて、この第75号、2点目といたしまして、第2条の第2項に、審議会は学校に関する重要事項について、重要事項について、「市長に建議することができる」という表記になっております。いわゆるこの審議会は諮問機関になります。通常、勝浦市の附属機関として様々な審議会あります。例えばですけど、私は今、勝浦市の国保の運協の委員をしておりますけれども、通常、市長から諮問を受け、そして市長に答申をするというのが一般的な審議会というふうに認識しておりますけれども、今回、第2条第2項では、「市長に答申し、又は建議する」となっていないくて、本条例案では「市長に建議する」というふうな表記になっております。

ということで、諮問機関でありながら、答申する内容が含まれない審議会、これ「建議する」のみの表記になっているので、その点について、確認の意味を含めてお聞きしたいと思います。

それから第75号で3点目といたしまして、これ第7条に「審議会の庶務は、教育委員会学校教育課教育特区推進班において処理する」という表記があります。ということで、この審議会の事務局は教育特区推進班ということになるかと思っておりますけれども、今年度、学校教育課内に教育特区推進班が設置され、今回の教育特区の申請において、教育特区推進班で進められています。

来年4月、来年度4月以降になった場合に、特区推進班というものがそのまま存続するものなのか。学校教育課内の教育特区推進班というものの位置づけがどうなるのか。教育特区として4月以降、成美学園が学校運営する上で、この条例を制定して、審議会をやる行っていくためには、やっぱり事務局が必要なんだと思いますが、教育特区推進班、推進班というのは、もう推進する。もう教育特区の認定を受けているわけですから、例えば教育特区班になるのか。その辺、例えば名称が変われば、新しくつくった条例をまたさらに条例改正しなきゃいけないかと思っておりますが、その点について3点ほど答弁、課長、一緒だと思いますので、3点まとめてお聞きします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） それでは、お答えいたします。まず、審議会条例の第2条第1項の1号から3号まで御説明いたします。

まず、第1号の学校教育法第4条第1項は、学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可であります。

同法第13条1項は、学校が法律の規定に故意に反したとき、法律の規定によりその者がした命令に違反したとき、さらに、6箇月以上授業を行わなかったときに、学校の閉鎖を命ずることができる」と規定されております。

また、同法第14条は、学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反したときは、その変更を命ずることができる」と規定されております。

つまり、第1号は、学校の設置廃止、変更等の認可及び命令に関することであります。

続きまして、第2号の構造改革特別区域法第12条第5項に規定される学校設置会社による学校設置事業の運営状況等の評価に係る字句、事項は、当該規定に、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならないと規定されております。

第3号につきましては、本条例に基づき設置する審議会の審議対象は、平成15年1月24日に閣議決定された構造改革特別区域基本方針に規定されておりますが、その規定内容は、審議対象には認定地方公共団体の事務局体制等、その他指導監督全般が含まれるというものであり、事務局体制については、学校への適切な指導助言が可能となるよう、認定地方公共団体の事務局に、学校の種類に応じた教育に関し、専門的な知識、及び経験を有する職員を配置することにより、適切な指導監督体制が確保されているか。

また、その指導監督の内容は、収容定員や通信教育を行う区域、連携施設数等を踏まえ、学校教育法その他関係法令やガイドラインに基づき、適切な学校運営が行われているか、点検を実施し、不備が確認された場合は、組織的に協議した上で、指導を行うというものであります。

続きまして、第2条第2項の「市長に答申し、又は建議する」という質問であります。構造改革特別区域法第12条第8項には「認定地方公共団体の長は……学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条第1項若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない」と規定されております。

そのため、本条例案に基づき、勝浦市教育特区学校審議会を設置しようとするものであります。

構造改革特別区域基本方針には、本条例第2条第1項第2号に規定される学校設置会社による学校設置事業の運営状況等の評価に係る事項、及び3号に規定される、学校に係る市の事務局体制その他の指導監督全般に関する事項を審議対象に含めるべきものと規定されており、これらの事項については審議会で調査審議していただいた上で、市長に意見を述べていただくこととなります。

本条例案に基づく審議会には、これらの事項を調査審議していただき、市長はその意見を聞き、法に基づく認可、命令を行うこととなります。

3番目の質問で、次年度以降の学校教育特区の推進班はという御質問ですが、教育構造改革特別区域法第4条第9項の規定により、来年度は、勝浦市教育特区の認定を得たことから、学校設置会社による学校設置事業を行う所轄庁の事務局として、学校に対する指導監督を実施し、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況の評価を行ってまいります。

続きまして、人員については、まず構造改革特別区域……。

○議長（末吉定夫君） 課長に申し上げます。簡潔・明瞭にひとつお願いしたいと思います。

○学校教育課長（森 庸光君） 教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置する必要があるため、こういった専門的知識及び経験を有する者を1人雇用する予定であります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 75条で2回目、質問します。第2条の第1項1号から3号までの内容については分かりました。いろいろ法律が出てくるので、学校教育法があり、あるいは構造改革特別区域法があるということで、調査審議する内容については、課長の丁寧な御説明で理解することができました。

この建議の内容についてですけど、先ほどの課長のお話、答弁を聞きますと、1年に1回、この審議会を開催しなければいけないと。この「建議」という言葉を広辞苑で調べますと、意見を申し述べる。申立てるということであります。したがって、通常の審議会、いわゆる諮問機関と言われる審議会の場合は、市長がその審議会に諮問をし、そして答申を受け、その答申内容を市長は、これ法的拘束力はありませんけれども、その答申に沿った形で進めていくのが一般的なんですけれども、そういう形ではなく、市長が諮問することなく、1年に1回、この審議会を開催をし、そして第2条1項の1号から3号の内容について調査審議し、それを市長に対して建議するという内容の審議会だということで、よろしいかと思えます。そういうことで理解いたしました。

再質問でちょっと聞こうと思った内容もあるんですが、ちょっと時間の関係あるので、それを省きまして、あと、教育特区推進班の内容については、そもそもこの第2条第1項第3号に「学校に係る市の事務局体制」という表記がある以上は、この事務局体制を整備しなければいけませんので、いずれにしても学校教育課内に置くのか。新しい、これ班ですから、今まで。勝浦市の場合は、班というのは係と同じ扱いになっているものがあるので、学校教育課内に引き続き教育特区推進班という名称のものになるのか。教育特区班になるのか分かりませんが、いずれにしても、事務局体制を整備しなきゃいけないというふうになっておりますので、引き続き残るんだろうと。

まず、教育に精通した方を1名という形でお話ありましたので、それについても承知しました。

ちょっと時間ありません。第77号を聞きます。勝浦市学校教育施設整備基金条例ということで、これも条例を新たに制定しようとするものであります。77号については、条文が第1条から第6条まで、非常にシンプルな条例案でありまして、条文の中で理解はできます。理解できますが、今回のこの学校教育施設整備基金条例を制定する。なぜしようとするのかというふうに考えたときに、今回の条例の中である学校教育施設というものは、具体的に何を指しているのかと。一般質問の中でも、勝浦中の建て替え云々の話まで出ていましたけれども、例えば勝浦中の建て替えを視野に入れた上でのこの基金条例を制定しようとするものなのか。行政報告の中では、市長は小中学校という。すみません。行政報告じゃない。提案理由です。初日の提案理由の説明の中では、小中学校の整備という言い方をされたんで、勝浦市全体の市内の小中学校の整備するための基金条例なのかということで、具体的に何を指しているのかについて、お答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。学校教育施設ということで、ここで具体的に指しているものにつきましては、勝浦市の市立学校が対象となります。以上であります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 特に勝浦中の建て替えとかということではなく、市内の小中学校のというふうに私、理解しました。一般質問の中でも、勝浦中の建て替えとか、そういう話ありましたけれども、そういったことも具体的に今後、出てくる課題かと思います。

再質問します。今回、この基金条例を制定するんですけれども、具体的に、例えば基金の目標額といったものがあるのか。あるいは、何らかの理由で今回、この基金条例を制定する上で、具体的に基金に積み立てていくような原資は、どのように考えているのか、そういったことも含めて、基金の目標額等あれば、お答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。この基金の制定につきましては、旧郁文小学校を株式会社成美学園に有償貸借するに当たり、補助金等に係る予算の執行の適正を図る法律第22条の規定により、文部科学大臣への承認申請が必要となります。

これで、国庫補助事業完了後の10年以上経過した建物等に有償による財産処分の場合は、国庫に納付することとなる補助金相当額というのがありまして、これを計算式に当てはめると、3,600万円ほどになりますが、これを市内の学校の整備設備に要する経費に充てることを目的とした場合、これを返納する必要がなくなりますので、そのための基金ということになります。以上であります。

○議長（末吉定夫君） 次に、竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 佐藤議員のほうから言われました第75号について、ちょっと私のほうから補足説明をさせていただきます。

この審議会条例案では、第2条第1項において「審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する」というふうに書かれてございます。この諮問事項については、答申されるべき事項になります。

また、市長から諮問事項ではないものについては、同条の第2項のほうにうたわれているとおり、「審議会は学校に関する重要事項について、市長に建議することができる」としたところがございます。

したがって、このように諮問事項に関わる答申、それから諮問事項ではないものに関わる建議と、それぞれにおいて意見提出できるようにしてある条例でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） すみません。整理します。77条について、課長の答弁、理解できました。議案資料としていただいております、成美学園の関係の「有償貸借に当たり」という、それで理解できるんですけれども、それによって今回、そういったことがあるので、そのために基金条例制定しようということの答弁だったかと思いますので、それは理解しました。

副市長からちょっと御答弁いただいたんで、第2条「市長の諮問に応じ」という形なんで、そうすると、ほかの条例、市の審議会の条例案等だと、「市長に答申し、又は」だったかな。「又は建議する」という表記になっていることがあるんですけど、今回それが「答申し」という、「答申」の言葉が入ってなかったんで、それあえて、私やっぱり入れたほうが、加えたほうがいかなというふうに思うんですよね。

だから、議会最終日までに修正、出してもらっても構わないと思うんですけど、この文だと

「諮問に応じ」という表記はあるけれども、「答申する」ってことに書いてないので、「建議する」のみになっているから、いいんだ、しなくてもいい。分かりました。ちょっとその辺は後でまたあれしますけど、承知しました。

時間ないんで、78号、聞きます。勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、今回、総務課の情報システム係を、今ありますけれども、新しく情報政策課というものを設置しようというものであります。それだけじゃないんですけれども、新しく情報政策課に配置される職員数、何人になるのか。あわせて、一緒に聞いちゃいますけれども、その執務フロア、現在、OAフロアで、情報システム係の職員は仕事しているわけですが、OAフロア全体が情報政策課という形になるのか。そういう形になるのかとも思いますが、それについて確認で質問します。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。まず、配置する職員数でございます。課長1名、係長1名、その他職員2名で調整しております。次の定期人事異動、来年4月1日までにこの調整を図ってまいる予定でございます。現時点での数字でございます。

執務場所でございますが、庁舎3階のOAルームを予定しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） デジタル庁ができ、それに対応しということで、新しく課を設置する。否定するわけでも反対するわけでもありません。情報、デジタル化が進むことによって、非常に有効なものに今後なっていくと思いますので、必要かと思えます。

1点だけ再質問で聞きたいと思えます。私が議員になった当時は、いわゆる管理職、課長職というのが24名あったんですけれども、いろいろ削り削りして、16名になって、土屋市長のときに新しく課をまたつくりました、消防防災課。今回また新しく情報政策課という形で、課を1つつくります。

勝浦市の人口が減少していく中で、市の管理職、市役所の中の管理職がまた1名増えるということに対して、市民の理解が得られるかとか、逆行しているんじゃないかという御意見が、出てこないとも言えないと思えます。

そういった意味で、新しく課をつくることによって、管理職はまた1名増えますが、そういったことに対しての御見解をお聞かせいただきたいんですが、これについては市長か副市長、どちらかに御答弁、それについての御見解をいただければと思えます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 課長職の配置につきましては、市内DXに係るマネジメントはもとより、デジタル田園都市構想、国家構想が掲げる地域課題等に資する取組、いわゆる地域DXの司令塔として、その職責に見合うものとして、課長職を設けようとするものでございまして、必要不可欠な職務であるというふうに私どものほうは認識しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうからは、議案第75号 勝浦市教育特区学校審議会条例の制定についてと、議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをお願いいたします。

まず最初に75号のほうですが、この条例の制定なんですけども、勝浦市として、教育特区の認

可を受けまして高等学校を設置する理由と、設置した場合のメリットというのはあると思いますので、それをお願いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。勝浦市は少子高齢化及び人口減少が著しく、消費市場の縮小や地場産業の後継者不足といった地域産業の課題を合わせて、学校の統廃合に起因する遊休教育施設の活用が課題となっております。

このため、遊休教育施設を有効活用し、学校設置会社による広域通信制単位制高等学校を設置することにより、全国的に顕在化している不登校生徒及び高等学校中途退学者の高等学校進学機会を充実させます。

また、特区区域内で実施する面接指導、いわゆるスクーリングに、地場産業を学ぶ科目を設定することで、本市の地場産業に興味を持ち、就業を希望する方が増えることが見込まれるとともに、住民交流の活性化に資すると考えられます。

さらに、3泊4日の日程で行われるスクーリングについては、構造改革特別区域基本方針に基づき、特区区域内である本市内において行う必要があることから、全国各地に居住する生徒が毎年、本市内の宿泊施設を利用することにより、地域経済の活性化が図られるものと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、ちょっと2回目なんですけども、条例の第3条のほうで、審議会委員の6人をもって組織するというふうな形になっています。

この第3条の6人の選出の根拠が分かれば、お願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。構造改革特別区域法第12条第8項には「認定地方公共団体の長は……学校教育法第4条第1項の許可又は同法第13条第1項若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない」と規定されております。

そしてこの審議会の構成には、平成29年1月27日付で改正された構造改革特別区域基本方針に、「審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験者を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべき」と明記されていることから、高等学校の教育に関し学識経験を有する者1名、会計に関し、学識経験を有する者1人としております。

また、教育関係者2人については、この審議会の審議対象には、学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制や、その指導監督全般が含まれるため、教員として管理職経験のある者を1人、学校事務の管理職経験のある者を1人とする予定であります。

さらには、地域代表者2人は、旧郁文小学校校区である松部区及び串浜区の代表を各1人ずつとする予定であります。これは旧郁文小学校の校舎が、本市地域防災計画における指定避難所、指定緊急避難場所となっており、この運営が両区によって自主的に行われていることから、両区の住民の意見を学校設置事業に反映させることにより、有効な地域防災運営を図りたいと考えるものであります。以上です。

- 議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。
- 4番（長田 悟君） ありがとうございます。それでは続きまして、議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、こちらのほうですけれども、勝浦市の職員の定員に関する条例の一部改正の中で、令和5年4月から定年延長、2年に1歳ずつ定年を引き上げるというようなことになっていきますけれども、これは全国の市町村においても同じことだと考えますが、これになりますと、職員の採用については、その年度で不均衡が生じると考えられますが、定員適正化計画との整合性や、不均衡とならないための対策等があるのであれば、ひとつ示していただきたいと思います。
- 議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。
- 総務課長（平松 等君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、今回の条例の改正に伴いまして、定年退職する職員は、2年に一遍、隔年となります。
- したがって、これまでどおり欠員補充をした場合には、採用する年と採用しない年、そのような状況が生まれます。こうした、全国的に見ても、制度改正に伴う対応として、国からは、採用職員を複数年度の期間において平準化するような対応案が示されております。
- 今後につきましては、これらも含めまして、全体的な定員管理の適正化を図るように、現行の定員適正化計画の見直しを図ってまいり、このような考えでございます。以上です。
- 議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。
- 次に、戸坂健一議員。
- 5番（戸坂健一君） 私からは議案第76号、議案第78号、議案第80号、3点について通告を出しておりますので、議案第76号から順次質問をまいります。
- まず、議案第76号 勝浦市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について伺います。
- この制度は、55歳以上の常勤の職員について、常勤の2分の1までの範囲で部分休業、その分、給与の減額を伴うということと新しくつくる制度であります。この条例の対象になる職員の数が全体の何%になるのかということと、今、市役所のマンパワー不足がかなり深刻化しているというふうに思っております。この制度の導入によって、デメリットがどのように生じるかということについて、お考えをお聞かせください。
- 議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。
- 総務課長（平松 等君） お答えいたします。今回の条例に伴います対象ですが、全体の10.8%でございます。
- 続きまして、本制度に伴うデメリットでございますが、部分休業に伴いまして、休業しようとする職員の業務の負担を誰が担うのか、こうした補完が一つの検討事項と考えます。この対応といたしまして、育児休業と同様に、係内で組織の対応を図るように、事前に業務の共有化を図るなど、担当事務の円滑な移行を進めるような事前の取組、業務のシェアが必要かと思えます。特に、この業務の負担につきましては、特定の職員に偏ることが生じることがないように配慮することも重要かと考えています。
- また、育児休業よりも高齢者部分休業のほうが、長期にわたり休業が可能な仕組みとなっておりますので、こういった長期にわたる場合についての対応としては、会計年度任用の雇用とか、場合によっては職員の配置等々も検討課題と考えております。以上です。
- 議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 通常、55歳といえば、働き盛りの年でありまして、今後、先ほども同僚議員から質問ありましたが、定年が延びるということを前提に考えるのであれば、多様な働き方を担保するという意味でも、必要な制度かなというふうに思います。

しかしながら、この制度の活用によって、まさにこの働き盛りというか、市役所の中核を担う世代のマンパワーが抜けてしまえば、市役所にとっては非常に大きな痛手にもなりかねないということでもあります。

課長の御答弁で、業務負担の補完というか、業務の共有化、平均化を図っていくということでありましたけれども、再質問として、どのくらいの職員がこの制度を活用することを見込んでいるか。先ほど職員の中の10.8%という割合が出ましたが、その中で、さらにどのくらいの職員がこの制度を活用していく見込みなのかということが、もし分かれば、教えていただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。今回の高齢者部分休業につきましては、既に県内数団体で制度化されている実績がございます。そこでの実績を伺いますと、なかなかこれを取得する、活用する職員はいないという実績も把握してございます。

今回、提案いたしますのは、定年延長に伴いまして定年前再任用、また高齢者部分休業、双方を職員に示すことにより、加齢に伴う諸事情により就労機会の質で、多様な働き方を選択できるような仕組みでございます。

したがって、こういった制度の理解をしながら、していかなきゃいけないかなと思っています。

現実的に、どのくらいの職員がこれを活用するかは、現時点では明確なことは言えませんが、この数年で、定年前に退職された職員もおりますので、何らかの諸事情でということでありましようけれども、こういった制度も活用しながら、長期にわたって働き続けられる職場づくりを実現するよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありますか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 承知をいたしました。今後、市役所のほうでも情報政策課もできますし、市役所のICT化というか、クラウド化のほうも、令和7年度末までにというお話も本会議のほうでありました。

こうしたことも着実に実現をしつつ、若手職員の負担が増えないような、業務効率を落とさないような制度活用をしっかりと図っていただきたいというふうに思います。これについては、御答弁は結構です。

次に、議案第78号の勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

定住・ビジネス支援ということで、課がまとまるわけですけれども、定住とビジネス支援はそれぞれ分かれているというか、それぞれに重要な業務でありまして、係員の増員とともに、定住係、ビジネス支援係と、それぞれ分けて組織すべきなのではないかなというふうに考えるのですけれども、この点、そういった検討があったのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。改正案につきましては、定住とビジネス支援を分離するような形でお示したところ です。

現行の組織につきましては、平成31年、定住・ビジネス支援係として改編したところでございますが、平成31年当時につきましては、定住を促進するに当たり、勝浦における職の不安を解消するため、定住希望者に対し起業支援することで促進するよう、組織化を図ったものであります。

このような中、今回につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、働き方の変換として、テレワークが普及したことにより、転職なき移住といった考え方が広がり、また、地方への移住志向が高まっております。

こういったことも踏まえまして、定住係とビジネス支援係は今回、分離して、それぞれで推進を図ってまいろうとするものであります。

なお、商工係につきましては、ECモールの構築、新たな配送の仕組みづくりとしてのドローン、こういった事業化に伴いまして商工係として独立し、また兼務でありました係長を、兼務を解きまして専従職員とすることで、体制の推進を図っていきたく、このように考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ありがとうございます。すみません。私の質問通告書の書き方がちょっと変でしたので、あれなんですけども、ここ数年、観光商工課の業務が非常に忙しくなっているというのを実感しております。

通常の業務に加えて、海中公園の再生計画事業、朝空マーケット、商店街にぎわい等創出事業など大きな担当業務が増えておまして、明らかにマンパワー不足、職員にかなりの負担がかかっているのではないかなということを感じております。

それに伴って、様々な提案とか相談をお願いしたときにも、なかなかレスポンスがいただけないということもありました。仕方ないと思います。このままだと、職員の皆さんの体が壊れてしまうんじゃないかなというふうに、率直に思うこともありましたので、今回の組織改編、ぜひともそのような運用を図っていただきたいというふうに思います。御答弁は結構です。

続きまして、議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。2点、通告してございましたが、この改正に伴って、定年延長に伴う新規職員の採用の抑制がされるのではないかという点につきましては、同僚議員のほうから先ほど質問がありましたので、取り下げたいと思います。

質問としては、この定年延長に伴う働き方の多様化、先ほど課長からも答弁がありましたが、これが進むことによって、職場には、まず正規職員、定年延長・再任用職員、そして高齢者の部分休業職員、さらには会計年度任用職員等が様々、混在して働くことになるかなというふうに思います。

仕事の質というか、量がそれぞれ変わっていくんでしょうけれども、職場の中で、これだけ多様な働き方ができるということになると、正規職員との格差というか、それぞれの勤務形態による格差というのが、どうしても生じてしまうというふうに思います。このことが、職場の生産性を下げないような取組が必要だと思っておりますが、この点いかがお考えでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。今回の改正に伴いまして、新たな制度による多様な働き方が、組織としての業務の推進力に影響しないかということかと思っておりますけども、育児休業をはじめ職員の各ライフステージに応じた働き方をすることにより、やりがいや生きがいを感じ

られる職場が望ましいと考えます。

このためには、職員一人一人が世代を超えて互いを理解し合いまして、また尊重し合えることが必要だと思っています。こうした考え方が、先ほど申し上げました業務の割り振りとか共有化ということに対して、抵抗なく業務が推進されることを期待してございます。

今回の改正につきましても、事前に職員組合の役員に対しまして、十分な説明をしたところでございます。

今後も、会計年度任用職員も含めまして、それぞれの働き方についての制度については十分、お示ししながら、職員理解に努めてまいりたいと思います。それこそが市役所全体の業務の推進力になるかと、そのように考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありますか。

次に、寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 私から議案第75号、そして77号かな、通告して。そういう中で、前段者からいろいろまた言われた中での理解はするものでありますけど、何点かちょっとお聞きしたいのは、学校特区の審議会条例もそうなんですけど、学校特区として、成美学園は千葉県に幾つかの学校を持っていますよね。

その中で、私の知る範囲では、ここが一番最初の特区申請だと聞いているんですけど、なぜ勝浦なのか。確かに条件的には、校舎を借り、そしてリスニングとして地場産業のことを理解してもらい、勝浦でも定住・移住の少しでも働きかけということは、勝浦にとっては悪い話じゃない。ほかの茂原とか、私の知っている範囲でも、ほかでも成美学園は持っているんですけど、そこでの競合、要するにリスニングするにしても、今のところは株式会社、株式会社といえ、それなりの営業をしていかなければいけない。

なぜ勝浦なのか、特区としてですね。審議会も踏まえてですね。審議会は審議会として、この辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。まだ正式な申請は上がってきていないわけですが、学校設置業者が、学校を設置したいと。

勝浦市としても、旧郁文校舎を有効活用したいというところで、それには構造改革教育特区という、株式会社が学校を設置することができる特区というのがあるということで、このように現在、進んでいると認識しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 課長も今の答弁で、分かっているのか、分かっているのか。向こうの中で、勝浦市は受け入れて、それを何とか協力しようという問題の中であるんですが。教育財産として、あるのかどうか、そこまで私も調べてないんだけど、行川小学校、清海小学校、北中、この辺で今後は統合の関係でも、一元化の問題を考えて、市長は言われているんだけど、その辺での……。77号を踏まえて、ちょっとごちゃ混ぜになって申し訳ないんだけど、その辺での整備基金が、ほかのところでもどれだけ残って、これを踏まえて、経済特区としての働きかけがどうなのかが課題になってくるのであれば、行川、清海、北中。今後、北中に対しても、耐震の問題とかやらないところあるわけですよ。

それを今、学校としての資産としてあれした場合、その辺の今、3,600万、郁文小学校には残っ

ている、補助金としてですね。そういう面から踏まえて、この活用方法が、ここにプラスになっての、77号を踏まえてですね。この教育基金として使っていっちゃうことができるのか。そこまで分からないか。分からなければ分からないでいいんですけど、私はそう思ったものですから、質問しているんですけど。

その条件は分かるんですよ。残っているものは基金として、ほかの教育財産に使うということ为先ほどの答弁、前々々段者が言われたときに、そういうものは理解するんですけどね。今後の運用方法として、どうなのか。

ちょっとごっちゃませで、難しく理解しちゃうのかどうか分からないですけど、分からなければ分からないでいいんですけど、私はそう思ったもので、ここへ質問します。

だから先ほどの成美学園の、いろいろ千葉県内にある中で、勝浦だけやってくれるのはいいんですよ。ほかの自治体でも当然、リスニングしながら、少しでもまちのため、自治体のために働いていく面というのがあろうかと思うんです。

そこで、成美学園が勝浦を第1優先として考えていることを、ここに特区としての話というのは理解するんですけど、その辺の考えというのは、成美学園の思いというのはどうなのかなど。分からなきゃ分からないで。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁はどうするんですか。

○13番（寺尾重雄君） 答弁はしてもらって。分からなければ、分からないでいい。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。まず、基金に関してのことについてお答えしますが、これは成美、そこに対してだけのものではなくて、本来、有償で貸す場合に、補助金をもらったのを国庫に返さなくてはいけないというのがありまして、それを勝浦市として有効活用するには、基金ということで、決まったその3,600万円をためます。

そして今後、勝浦市の市立学校の施設設備費のみに使用できるということで、認識しております。以上であります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 成美学園のここに来る話というのは、何らかの話であったのかと思うんですけど、それはそれで、勝浦市にとってはいいことなんだけど。いいと私は理解しているんですけど。何らかの活用、今の77号の施設の整備基金に関して、市立、あるいは、そのように特区を受けた学校であって、その資金を使う。

私、言わんとしているのは、教育財産が、先ほど佐藤啓史議員も言われた中学云々の話も確かに出て、じゃ、それは使うんだという話であれば、今ここに出てくる前に、耐震とか整備、改修とかその辺を、どっちかという、自治体は国から金をもらうことが当たり前の話なんだけど、それは国全体の中から。私はそうじゃないと思っているんですけど、必要なものは必要。

ただ、言わんとしていることは、今、学校財産としてあるのであれば、この基金を使って、ほかのものまで及ぼすことができるのか。使っちゃうこと、物もらっちゃうことできるのかと、補助金をですね。その活用方法はどうなんかという中で、お聞きしているんです。それだけ。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。先ほどから議員がおっしゃっている、私が申し上げているシリツというのは、市立学校、勝浦市立学校のことで、私立の整備等は含まれていな

いということで、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 質疑の途中ではありますが、11時15分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号ないし議案第80号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第81号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算、議案第82号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第83号 令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第84号 令和4年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 議案第81号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算（第8号）についてであります。2点あります。

まず、先に1点目、質問します。7ページ、債務負担行為、2の廃止であります。観光交流施設指定管理委託、これが廃止になるわけであります。

説明欄、補足説明には、「令和4年度末でコピービジターセンターの指定管理委託契約が期間満了となることに伴い、年度内に業者を決定し、契約を締結するために債務負担行為を設定したが、窓口業務等の個別の業務委託契約により市が直接運営することとしたため」という形になっています。

質問は、この指定管理から直営にする理由ですね。コピービジターセンターを直営する理由について、お答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。なぜこれが指定管理から直営になるかといった御質問でございますが、まず、コピービジターセンターを例に挙げますと、現在、指定管理で行っているところでございます。

行っている業務については、管理運営はもちろんでございますが、この施設の利用許可、また利用許可の取り消し。あと、観光資源等の情報収集・提供、レンタサイクル、体験

教室、そういったことに関することが業務の中心となっているところでございます。

したがいまして、こういった窓口業務が中心となっておりますので、これはどちらかという、直営にして業務委託をかけたほうがいだろうということから、今回、指定管理ではなく業務委託という形でいこうということで、このような形にしたというところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 承知しました。私もこのKVC、最近KVCという言い方しますが、ビジターセンター、ちょくちょく顔を出させていただくことがあります。

今、2階の執務室には定住・ビジネス系の職員もいますし、地域おこし協力隊の方もいたりとか、1階フロアを見ますと、観光協会の方が執務されているという状況であります。ビジターセンターの件は承知しました。

で、1点だけ再質問でお聞きします。再質問しますが、駅前の観光案内所のほうを今後どうしていくのか。現在、そこも観光協会だと思っておりますけれども、方向性とか、お考えあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。駅前の勝浦駅前観光案内所でございますが、これにつきましても引き続き、直営で業務委託というのを考えているところでございますが、現在、あそこの駅前観光案内所につきましては、リモートでの案内等々をやっているところでございます。そういった形で運営しているところもございまして、今後につきましては、さらにまた有効活用ができればいいなと思っておりますので、そこは今後、また検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 駅前観光案内所については、本当に立地的にもいい場所ですし、観光案内というところだけに縛られずに、様々な活用方法もあるかと思っておりますので、今後そういったことで、庁内で検討して、有効活用していただければいいかなというふうに思います。

81号の2点目に聞きます。31ページ、6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の一般事務経費57万9,000です。これは清海学園のところの内容であります。

今回の補正予算計上に当たりましては、「株式会社パクチーと締結していた元清海小学校土地建物賃貸借契約満了に伴い、当該業者が平成29年度から実施していた、ふるさとテレワーク推進事業について、新規事業者が決定するまでの間、市が実施主体となって事業を継続するための経費を補正」となっておりますが、新規事業者を決定するまでの間、市がやるということなんですが、どのような体制で、この業務を行っていくのか、それについてお答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。旧清海小学校、清海学園の件でございますが、これにつきまして、体制につきましては現行体制のまま考えているところでございます。

今回この補正予算でございますが、このふるさとテレワーク推進事業でございますが、これ国の交付金事業でございますが、申請者は勝浦ふるさとテレワークコンソーシアムとなっております。この代表が株式会社パクチーとなっておりますが、勝浦市も、その一員となっております。

ろでございます。

したがいまして、今回、パクチーが退去することに伴いまして、次期事業者が決まるまでの間に、事業を引き継ぐというところでございます。ですので、次の業者が決定するまでですので、今回の補正予算の内容でございますが、これにつきましては、あそこの旧清海小学校を維持管理していかなきゃいけないので、その維持管理経費というところで、計上させていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 承知しました。来年の3月までということだと思いますが、テレワーク推進という形なんですけど、例えばなんですけれども、今、勝浦でいろいろな、様々な映画やドラマ、CMなどのロケも行われているんですけれども、学校を使いたいという話があったときは今、旧興津中学校2階、3階が今、集会所になっておりますけど、2階、3階とか使用させていただいている状況なんですけれども、業者決定するまでの間、例えばそういった内容等の使用もいいのではないかなというふうにも思うんですが、そういったことも今後、決定するまでの間、そういったこともいいのかなというふうに思いますし、また4月以降、来年度以降の清海学園、そういったことの見通しといいますか、考えというか、それについてお答えいただければいただきたいと思えます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。来年度以降というところでございます。これにつきましては今後、事業者のほうを公募しまして、応募事業者の中から一番いい案を採用していきたいというふうには思っているところでございます。

いずれにいたしましても、これは施設の有効活用していただきながら、勝浦市に利益をもたらしてくれないと困ります。また、地元といいますか、勝浦市の交流拠点になるような施設の活用を提案していただければということを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは私のほうから、1点だけなんですけど、議案第81号、31ページ、ただいまの佐藤議員とかなりかぶってしまうんですが、商工費、一般事務経費の57万9,000円について質問をさせていただきます。

ただいま前段者が申しましたとおり、パクチーとの契約がこれで終わったということで、ふるさとテレワーク推進事業について、市が主体となって事業を継続するための経費の補正とあります。

これ、予算書、補正予算のほうを見ますと、需用費以外は令和4年11月から3月までの5か月分と書いてあるんですが、需用費に関して、こちらも令和4年11月から令和5年の3月までなのか、ここをちょっと確認だけさせていただきたいと思えます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。この需用費、光熱水費の関係でございますが、これにつきましても、本年11月から来年3月までの期間を想定してございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。5か月分ということで承知いたしました。

それで、ただいまなんですけど、パクチーさんが契約終了ということで、その後、新規事業者を募集するというようになっておりますが、この募集について、もう少し詳しく具体的にお知らせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この新規事業者の募集方法ということでございますが、これにつきましては公募型プロポーザルを考えているところでございます。それによりまして、次期の事業者を決定したいと思っております。

プロポーザル、提案を公募しまして、応募していただいた中での優秀な案を採用したいというふうに思っております。

スケジュールでございますが、年内にはそのスケジュールを決定いたしまして、本年度中、早い時期に次期事業者を決定したいということで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ぜひ早くこちらのほうを決めていただいて、有効利用していただきたいと思っております。

新規事業者が決まるまで、決まればいいんですけど、例えば決まらなかったらということは、もう考えたくないんですが、そうなった場合は、ずっと市が主体となってやるということでのいいのか、そこの確認をお願いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。万が一ということでございますが、そのような事態になりましたら、そういうことにはなろうかと思っておりますが、我々ほうとしても、できるだけたくさん応募していただきまして、その中でいいものを選んでいきたいと。

業者につきましては、先ほど申し上げましたように本年度中、なるべく早い時期に決定していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは議案第81号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算について3点、通告してございます。

まず、19ページ、ふるさと応援基金積立金24億円について伺ってまいります。

ふるさと納税の今後の見通しについて、改めてお伺いするとともに、ふるさと納税による基金積立金については、基本的には経常経費には使うべきものではないというふうに理解をしております。

この点について今後、指針なり、あるいは基金をつくって、目的を定めて、ふるさと納税を活用していくということが必要になるかなというふうに思いますが、この点、お考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。19ページのふるさと応援基金への関連の質問でございますが、1点目のふるさと納税の今後の見通しについてでございます。

令和4年度のふるさと納税の申込状況ですが、11月末現在で、約23万件のお申込みがあり、金額にして約28億500万円であります。昨年同時期の実績では約8万7,000人の申込みで、金額が

約9億4,800万円でしたので、昨年同時期との比較では、申込みの件数では2.6倍、金額では約3倍となっております。

ふるさと納税につきましては、例年ですと、12月以降の4か月間で、全体の6割から7割の申込みが集中しますので、今後の動向によっては大幅な増減も考えられると思いますが、今年度のふるさと納税の寄附額の見込みは、昨年倍の48億円として補正を上げさせていただいているところでございます。

続きまして、ふるさと納税の積立てについて、基金創設も併せての考えでございますが、現行では、ふるさと応援基金を市の事業に充当する場合は、市が組織しますふるさと応援寄附金事業選定委員会にて、充当先を決定しているところでございます。

その際、極力、経常的な経費には充当しない方針であります。今後の充当先についても、事業選定委員会にて、勝浦の将来の発展のため、勝浦に暮らす人、訪れる人が、快適に過ごせるような環境づくりのための事業に充当先を決定したいと考えておりますが、目的を定めた基金に充当することを事業選定委員会を選定した場合は、そこに充当することとなると考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ありがとうございます。まず、ふるさと納税の今後の見通しということで、本年度というか、この1年間についての見通しを伺ったわけではありますが、今後5年ないし10年を考えたときという趣旨でありました。

今、これだけ制度が活用されて、勝浦市にも多大なる税収を生んでいるわけではありますが、これが未来永劫続くというふうには私は思っておりません。

繰り返しになりますけれども、経常経費には使うべきではないというふうに思っていますので、しっかりと目的を定めて使うべきものだというふうに思っております。自治体にとっての、あくまでこれは臨時収入にすぎないというふうに思っております。

この点については、今年6月の議会でも佐藤議員のほうから、ふるさと納税に関して寄附市民参画制度ということで、福井県の坂井市の例を挙げられて、寄附金の使い道を市民が選ぶというような方法も御提案をいただいたところでありますが、もう一つ、紹介したいのが、我々の会派として、島根県の海士町に視察に行ったことがあるんですけども、今、海士町は、ふるさと納税の25%、もうしっかりと明確に基準を定めて、ふるさと納税額の25%を海士町未来共創基金というものに出資をしているということですね。これはどういう基金かという、海士町で起業される方に出資をするということでもあります。

条件も非常に単純で、海士町のためになる事業であること、だけです。海士町民であることすら条件に入っていない。

下限500万ですので、500万以上の申込みも可能ということで、これが運用されてですね。21年から運用されていますので、22年度の実績としては、2件採択があって、一つはナマコの養殖事業、もう一つがプレジャーボートの活用事業ということで、新しい事業が海士町に2つ、ふるさと納税を使って誕生しているということになります。

ですから、先ほどの課長の御答弁で、委員会のほうで、今後、目的を定めた基金に出すということも可能であるということでもありますけれども、これだけ順調にきているふるさと納税だからこそ、早めに指針なりつくって、勝浦市においても、基金、こういった海士町の例を参考にしつ

つ、未来に向けて投資ができる仕組みづくりをそろそろしていかなないとまずいかなというふうに思っています。

この点について、もし可能であれば、市長から御答弁いただければ、お考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。充当先、目的をしっかり持ち、論議を尽くしてまいりたいと思います。

既に庁内では、このことについて論議を始めているところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ありがとうございます。ふるさと納税に関しては、もう1点だけお伺いしたいんですが、先日の千葉日報の記事で、勝浦市へのふるさと納税が増えている原因、要因について、照川市長のほうにコメントを出されておまして、勝浦市の魅力を感じてくれる人が増えたのではないかということだったと思います。

この点、もちろんそのとおりだなというふうに思います。しかしながら、返礼品を見ても分かるように、これは大きなところの一つとして、やはり地元企業の経営努力のたまもの、魅力ある商品づくりに企業の力をいただいているというところは非常に大きいかなというふうに思います。

今後、このふるさと納税、勝浦市への納税がうまく来続けるためには、企業として、いつまでこうした商品を持続的に提供できるのか。数量が確保できるのか。そういった経営努力も含めて、勝浦市としては地元の様々な企業と連携していくことこそが、ふるさと納税額の担保につながるんじゃないかなというふうに考えています。この点、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 戸坂議員が今、言ったとおり、私は第一に、魅力あるこの返礼品にあるところを言ったんですが、今、言われたことが、私がこの前、言ったことと同様であると。

もう本当に感謝しながら、企業に努力をこれからも続けてもらいたいということで、私のほうは説明いたしました。何か今のお話だと、ちょっと食い違いがあるのかなというふうに思います。

私は、この「わけあり銀鮭」とか「西京漬け」とか、魅力ある返礼品の内容が、まずトップというところでお話をしました。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 千葉日報の多分ダイジェスト版なのか、本記事版なのか、ちょっとね。私が読んだ限りでは、そういうふうに読めてしまったので、大変失礼をいたしました。再度確認をいたします。

次の質問に移りたいというふうに思います。31ページ、商工費の商工業振興費、一般事務経費の57万9,000円についてであります。前段者からも様々な質問ございましたが、まず株式会社パクチャーとの契約満了について、当初想定していた事業成果、特に地元雇用への貢献などについて、どのような結果があつて、それについては、どのような反省点があつたかということについてお伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。事業成果、また反省点ということでございま

す。

ちょうどパクチーがこの清海学園に入っていた時期が、新型コロナが蔓延した時期でございますが、そういったような影響もあったかと思いますが、その中で様々な事業、地元交流等の事業、そういったものを実施していただくなど、ある程度の成果というのは、あったというふうに考えております。

ただ、反省点ということでございますが、地元雇用につきましては、一時的に地元の方を非正規職員、アルバイトとして雇用した時期もあったようですが、全体的に見れば、地元雇用というのは、ちょっと達成できなかったなど、あと新型コロナ、コロナの経過後ですけれども、施設を開くのが週末に限定されてしまったりといったような、成果が出ていないといったような項目もあるというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 当初、株式会社パクチーが決まった際には、具体的に何年以内に地元雇用を何人というような目標があったかというふうに思いますので、この点も踏まえて、次に入られる企業を選定する際には、まずは地元の雇用への貢献というものをしっかりと考えた上で、決めていただきたいなというふうに思います。

次の質問ですけれども、ふるさとテレワーク推進事業については、前段者のほうからいろいろと詳細な質問がございました。この点について、今後、プロポーザルで決定していくということで、決まり次第、またスケジュール等は公表していくというところでありますけれども、現在の清海小学校の中で、ふるさとテレワークに使っている教室というか、そのための設備というのは、全体ではないというふうに思うんです。2階だったか、3階だったかの広めの会議室というか、オフィススペースと1階のテレワーク用のスペースぐらいだったかなというふうに思うんです。学校全体を使っているわけではないと思うので。

しかしながら、今までこの元清海小学校については、地元の企業からも、活用したいという相談はあったかというふうに思います。これについては教室以外の部分、例えば体育館とか空いている教室等も含めて活用したいという中で、今後、ふるさとテレワーク推進事業についてはプロポーザルを図っていきますが、これと併せて、そこで使われていない教室を、ほかの事業を公募していくという考え方があるのかどうか。もしくは、ふるさとテレワークと併せて、学校全体を活用していく可能性はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。まず、この施設の全体的な活用ということでございますが、とにかくこの施設を有効に活用していただくということ。その上で、市に対して利益をもたらしていただきながら、地元、地元といっても、これ市でございますが、市に対しての交流拠点として活用できる提案をしてほしいといったようなことは申し上げたところでございます。

したがって、これについては、これから提案を公募するわけでございますが、提案につきましては、やはり校舎全体を使っていただく。その提案する事業の中に、ふるさとテレワーク推進事業を入れていただくというところで、それを含めて有効活用できる提案があれば、していただきたいというふうに思っております。

したがって、今回出ていますふるさとテレワーク推進事業、これのみということではなく

て、全体的に提案していただく。そしてその中の一つとして、このテレワーク推進事業はやっていただかなきゃいけないので、それも含めてというところで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ふるさとテレワーク推進事業も含めてということで、今お答えいただきましたが、例えばこれまで元清海小学校を使いたいというふうな提案があった企業の中には、外国人実習生の教室、校舎として使いたいというような提案もあったかと思えますし、それ以外の提案もあったかというふうに思います。

そうすると、そうした地元への貢献度の高い事業者が、本来持っている事業とは別に、ふるさとテレワーク推進事業も一緒じゃないと活用できないというのは、結構ハードルが高いんじゃないかなというふうな考えもありますので、もちろん、含めて一体的に活用していただける企業が出てくるのが一番いいというふうに思いますが、分けて考えることも、ちょっと御検討いただきたいということで、こちらについては、御答弁は結構です。

次に、34ページ、小学校費の学校管理費、GIGAスクール推進事業544万円について伺いたいと思います。

まず、このGIGAスクール推進事業開始から、まだ日が浅いかというふうに思いますが、既に端末の更新が必要になった理由について、御説明をお願いしたいというふうに思います。

また、ソフトウェア・アプリの更新に合わせて、今後、端末を更新する際、その都度、大きな予算が必要になるかというふうに思いますが、これについては、ある程度、見通しが立つというふうに思いますので、長期的な計画を作成する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。今回、整備する端末につきましては、小学校においては、教職員が授業で使用しているものとなっております。令和元年度に千葉工業大学から寄贈された端末であり、児童・生徒が使用する端末に比べ、型式が古く、サポート期限も2021年4月11日で終了しており、使用できるアプリなどの画面が、子どもたちの使っているものと異なって、授業を行うに当たり使い勝手がよくないと、現場から声があることから、今回、新たに整備するものであります。

2点目の長期的な計画を作成する必要につきましては、児童・生徒及び教職員が使用する端末については、今回の整備にしても、形式が異なることから、今後、定期的な更新が必要になります。端末のサポート期限は、発売からおおむね7年となっております。GIGAスクール構想推進事業で購入した児童・生徒の端末は2019年9月30日に購入しましたが、これもサポート期限は26年の9月30日、期限を迎えるということで、議員の御指摘のとおり、計画的に端末を更新していく計画が必要となります。以上であります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） この端末については、令和2年の6月議会に予算案が上がってきておりまして、当時は小学校費及び中学校費の情報機器端末整備事業ということで、それぞれ小学校費が2,737万、中学校費のほうで1,658万で端末を導入しています。

この内容については、千葉工大からの寄贈が300台ですかね。千葉工大より寄贈が300台で、購入が523台ということだったかと思えます。購入に当たっては1台当たり4万5,000円の導入費で

あったかというふうに思うんですよね。

このときに私のほうでも質問させていただいたのは、導入費としては結構安いんじゃないかなと。端末、タブレットを使用する側からすると、今、安くても10万ぐらいしますから、安かろう悪かろうではいけない。長期の使用に耐えるタブレットにさせていただきたいということで、お話をさせていただいたというふうに思います。

また、このときに質問した内容として、今後の使用の耐用年数については、当時は5年間と考えておりますというふうに御答弁がありました。

当然この千葉工大からの寄附分も踏まえた上で、生徒も千葉工大からの寄附タブレットを使われているというふうに思うので、今の御説明ですと、教職員はそうした古い端末を使っているということなんですけども、生徒の中でも大多数というか、半分ぐらいは古い端末を使っている状況なんじゃないかなというふうに思うんです。違っていたら、ごめんなさい。

ですから、その見通しがどうだったのか。まだ2年たっていない中で、アプリの更新ができませんという状況は、ちょっと考えられないというふうに思うんです。なので、この辺、今、千葉工大からの寄附分を生徒が使っている分の更新はいつ必要になるのかということが、もし分かれば教えていただきたいですし、分からなければ、結構です。

その上で、計画は必要ということでありましたけれども、この計画については、できれば早めにつくるべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。千葉工大からいただいた端末については、児童については1年から3年生までが使っているということで、調べ学習が中心ということなので、今、授業等には支障がないと聞いております。

ただ、議員が御指摘のとおり、サポート期限が終了しておりますので、そのことも含めて、今、どのような、計画的に更新をしたらいいのかということで、課内でも話し合っているところであります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） いずれにしましても、タブレットの更新には莫大な費用がかかります。数千万単位でかかるというふうに思いますので、現段階でも、機械ですから、サポート年数含め、またアプリの更新も含め、ある程度、見通しが立つというふうに思いますので、可能な限り早めの策定をお願いします。これは、御答弁は結構です。

○議長（末吉定夫君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） 私からは第81号、令和4年度勝浦市一般会計補正予算より3件、出しているんですけども、3件目が、ふるさと納税、今、前段者よりの質問に対しての答え、十分よく理解できました。また、議員も深いところまで質問していただきましたので、これについては取り下げさせていただきます。

2件、質問します。そのまず1つ目ですね。5ページの債務負担行為補正より、広報かつうら発行経費について伺いたいと思うんですが、これは、ここの補足説明によりますと、令和4年度から5年度まで、広報かつうらの仕分け・梱包含む印刷製本で、660万が計上されていますが、仕分け・梱包というところの内容も含めまして、詳細に内訳を伺えればと思います。お願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。今回、債務負担行為の補正を上げました広報かつうらの内容でございますが、主として、来年度1年間の広報の印刷業務です。

それに伴いまして、業者には、市役所までの納品の際、配付する先の自治会を単位として、広報の自治会単位の数をまとめ、それを包装紙でくるみ、これが梱包となります。その上で、納品いただく。印刷から納品までに至る梱包も含めた業務が一切でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。よく分かりました。

ということは、細かいことで申し訳ないんですが、梱包されて、市役所まで運ばれるということですから、各自治会が市役所に取りに来るという理解でよろしいですか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。広報の配付につきましては、毎月第2金曜日、本日は職員が回っているんですが、納品された各区ごとの配付を、勝浦・興津地区につきましては公用車に広報を載せまして、各区長さん、もしくは区の事務所に配付してございます。

その他、上野・総野地区につきましては、郵送の方法のほか、区長さん宅近隣に住んでいる職員に渡しまして、直接伺ってお届けする、そのような形をとっております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） なぜ、そういうことを聞きたいと思ったのかというのは、広報が手元に届いていないというような声を聞いたりすることがあるんですね。

それは、移住者だったりとか地区によってとか、あと区長さんのところまで届き、私の墨名のほうで言うと、区長から部長、そして部長から各班長に渡されてというような経緯があるんですけども、その辺りがうまくいってないところが、もしあったら、いけないなというふうに感じたわけです。

勝浦市に住民票を持っているか、持っていないかとか、あるいは東急に住んでいる。それから、その住んでいるところによる意見なのかもしれないんですが、ちょっと数名から、そんなような話も耳に入ったので、今、伺っているんですけども。

若い人の中では、広報かつうらじゃなくて、別にホームページ上で、もう画面でいいのになというような声もあります。私はそれはもうすごく有効な方法だと思うんです。

でも、年間660万、思ったより少ないんだなと思ったんですが、でも勝浦市の年代を考えると、やはり画面では見られない人というのは、まだまだたくさんおられますから、紙面でというのはすごく有効であるし、広報かつうらを見ると、とても有効な情報が出ている。できるだけ全員に手元に届くようなということで考えてみたときに、区長さんに渡したところの先が、本当に各地区、大丈夫なのかということを、できれば再確認いただきたいというような思いがありまして、今回、質問させていただきました。

これ3回目ですか。その先どうなっているか、本当に皆さんに届いているかどうかというのは、市としては把握されていますでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。配付の方法として、もう1点、補足させていただきますと、区、自治会に属してない方に対しましては、申出いただきまして、郵送の方法もしてございます。

お尋ねは、自治会、区を通じた配付が末端まで行き渡っているかどうかの確認ということと理解しております。それにつきましては、区長をはじめとする役員の方々にお任せしていることでございまして、私どものほうで確認等を行ったことはございません。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 渡辺ヒロ子議員に申し上げます。質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） では、通告の2件目、第81号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算、7ページの債務負担行為補正より、質問させていただきます。

補足説明によりますと、まず興津小学校スクールバス運行业務委託の4年度から5年度までで800万、同じく上野小学校区スクールバスについては、令和4年度から9年度までで1億4,000万が計上されています。この契約内容について、もう少し詳しい説明をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。債務負担行為補正で計上しております上野小学校の業務委託であります。上野小学校につきましては、登下校時で運行が違いまして、登校時は4路線、荒川線・名木線・青海線の4路線の運行を予定しております。下校につきましては、名木・荒川・青海線の3路線で、これは日課や部活動等により異なる場合があります。

なお、利用児童数は、今年度につきましては、58名の児童が利用しております。

続きまして、興津小につきましては、旧行川小学校区を対象に登下校、各1運行を予定しております。

今年度の利用者は6名となっております。以上であります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。では、この路線等については分かりましたが、スクールバスの事業というのは、これまで国の補助をいただいて、補助での事業だというふうに向っておりますが、今年度で、もうその5年が終わるという認識でよかったのかということと、とすると、今回のこの契約からは勝浦市独自の事業ということでの認識で間違っていないでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、補助につきましては今年度で終わりました。この新しい契約については市独自の単費負担になります。以上であります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。渡辺ヒロ子議員。

○6番（渡辺ヒロ子君） 市独自のということを知ると、私、一般質問で言ったスクールバスの併用利用ということも、可能にならないのかなというところに希望をちょっと感じてしまうんですけども、もし、それがかなわないとしましても、例えば児童・生徒、私、キュステのほうでやっ

た、あるイベントのところで、小学校の子どもたちをキュステに呼んだりするときに、バスを頼まなければいけなかったし、あるいは、そのときには武道大学のバスをお借りしたりといったこともありました。

もし、市独自のということであれば、もう少し今までより、今までは、もう登下校でしか使えないということだったと、国の補助の場合ということだったんですけども、そうでないとすると、今度の契約から、費用面のこともあると思うので、そう簡単なことでないかもしれませんが、特に雨だったりすると、中学校からキュステに行くのも大変とか、あるいは部活動の遠征ということも、いろいろあるかと思いますが、もう少し生徒・児童にとっても使い勝手のいいような契約はできないんだろうかと思ってしまいます。その辺りの検討については、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。今、議員のおっしゃる要望ですが、スクールバスの業者の立場としても、国土交通省にスクールバスとして、運用の認可はスクールバスという限定があるようですが、入札のときの仕様で、そういった面も相談できれば相談して、対応していきたいと思います。

ただ、できるかどうかは分かりません。以上であります。

○議長（末吉定夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号は総務文教常任委員会へ、議案第82号ないし議案第84号は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第85号 指定管理者の指定について、議案第86号 指定管理者の指定について、議案第87号 指定管理者の指定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 議案第87号 指定管理者の指定についてであります。87号につきましては、中倉農村交流館及び中倉ふれあい農園の利用と、の指定管理ということであります。

まず、1点目お聞きいたします。この中倉農村交流館及び中倉ふれあい農園のこれまでの利用状況について、御答弁いただければと思います。す。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。中倉農村交流館につきましては、設置管理条例に基づきまして、多目的ホール・和室・調理室の利用が可能になっています。

過去3年間で件数を申し上げますと、令和元年度、利用回数が25回、令和2年度16回、令和3

年度6回となっております。

また、ふれあい農園につきましては、令和元年度2回、令和2年度2回、令和3年度、利用なしでした。ふれあい農園につきましては、地区の子ども会と地区協力者の連携を目的といたしまして、サツマイモ等の植付け、また収穫体験によるものです。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 中倉の農村交流館及びふれあい農園ですけれども、先だって、ちょっと別の要件があって、ここの施設をお借りするというので、ちょっとお話があったんですけれども、行ってみたら、先ほど課長お話しされたように、フローリングの大きいフロアがあって、和室があって、調理室がありました。周りは駐車場があって、その周りはきれいに植樹もされておりましたし、管理されているなというふうに思いました。

これだけの施設があれば、逆にもっと、使えるということ、利用できるということを知らない方も多いかと思います。ただ、何にでも使えるということではないのかとも思いました。

一方で、これだけの施設があれば、もっと市民の方も使ってもいいのかなというふうにも思ったわけですが、ちょっと再質問、2回目としてお聞きしますけれども、そもそも中倉区にある中倉農村交流館及びふれあい農園の開設するまでの経緯、あるいはこの施設の目的、そういったものについて、改めて御答弁いただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。当該施設につきましては、松野地区及び中倉地区におきまして実施されましたほ場整備事業と併せて、住環境を整備する農村振興総合整備事業におきまして、農村地域住民と地域内外の住民の方々の交流により、地域の活性化を図ることを目的として、建設された施設です。

平成15年3月に完成。農村交流施設として、県から本市に譲与された施設であります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 平成15年3月にできたということであります。地域住民と中倉区、松野区の地域住民との交流というお話もありました。

私、今回、利用状況も聞きました。令和元年から過去3年間分、25回、16回、6回ということなんですけれども、私は何が言いたいかというと、今回、指定管理で議案として出てきておりますけれども、これはもう極端な話、中倉区に業務委託みたいな形にしてもいい施設ではないかなというふうにも思うんですが。指定管理となると、この間ちょっと鍵あけていただく、お願いしますといったときに、農林水産課の職員の方が来て、鍵あけをしていただくようなことになるんですけれども。

今回、指定管理として、これ5年間ですよ、令和10年の3月まで。5年間なんですけど、今回は議案として出てきておりますので、この議会の中で議決を得れば、これから5年間、来年度から5年間、指定管理という形になりますが、その次の5年先については、ちょっと指定管理というものではなく、コピービクターセンターではありませんけれども、業務委託みたいな形にしてもいいのではないかなというふうに思いますが、これについて、今後の中倉の農村交流館の在り方について御答弁いただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。当該施設の業務委託につきましては、指定管理候補者であります中倉区の考えもあると思いますので、今後その辺、中倉区の意見も伺いながら、検討してまいりたいと、そのように考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 私から、今、前任者が言われたのは一番後にして、85号の福祉センターの管理指定、そして、一括で全部やっちゃって、1つずつ、さっき2つにしたら3回で終わりにされたからね、議長。

まず85号、この福祉センターの指定管理は、勝浦市が福祉の向上ということで、私も認識しているつもりなんですけど、この辺で実際、その活動方法は、どこの自治体にも福祉センターある話の中で、この辺での経費面、どのくらい、どのように年間使われ、人的には当然、勝浦市の中であるんですけど、どのくらいの数で、どう活用されているのか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。まず、保健福祉センターの管理料でありますけれども、過去3年の実績額で申しますと、平成31年度で280万2,825円、令和2年度で286万8,952円、令和3年度で275万298円となっています。

また、利用の状況ですが、令和4年度の4月から6月までで申しますと、利用人数で、254人が利用しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） たしかこの土地というのは借地されて、今の280万前後の中に入っているのかどうか。それは別なのかどうか。これ、たしか借地ですよ、串浜の。そういう中で、それをお伺いしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。今、申しました管理料の中には、土地の賃借料は入っておりません。管理料には、建物に関わるメンテナンスとか消耗品、そういったものの料金だけとなっております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 一番最初に、何人の人がどのように使われているか、ちょっと聞きそびれたんだけど、そこで、もっと詳しく、たしか串浜区には百何十万か払っていると思うんだよね。

そこでの今後5年間ですか、そのための指定管理の承認なんでしょうけど。これは市の行政等の一環であるんですけど、再度認識の上で、お伺いしたいのは、何人をここにあれして、今、令和4年度の実績、254人が使った。それは結構な話なんです。そのための福祉センターの話でしょうから、当然どこでもある。

それ運営に当たって、近隣の中で、補修工事も行われて、維持していかなければいけない。これは当然そうですよ、何の建物でも。そこで、だから土地の借地料と、この何年間でどのくらい使われ、何人がここで業務しているのか、それを再度、確認しておきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） まず土地のほうにつきましては、現在の土地の契約期間が令和8年3月31日までの契約となっております。

また、建物につきまして、劣化が著しい建物となっております、そのまま継続して使うには、

かなり経費がかさむことが考えられますので、借地期間の満了を見据え、将来的な機能移転の方向性で検討をしているところであります。

利用人数につきましては、先ほど令和4年4月から6月の人数をお答えしましたけれども、コロナ禍の状況にありまして、非常に利用人数自体は減って、例えば調理室などは、ほかの集会施設の調理室を利用してもらうような形で利用いただいているので、保健福祉センターの利用につきましては、人数が減っているところであります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。

○13番（寺尾重雄君） 何人いるか。そして何人に幾ら払っているのか、答えてない。

○議長（末吉定夫君） 水野福祉課長、答弁漏れがあると。

○福祉課長（水野申明君） 土地の貸借につきましては、串浜区ではなく、串浜のお寺であります。用地の借り上げの金額は年額、令和3年度で言いますと、128万5,285円となっております。職員は、社会福祉協議会の職員は現在、3名、常駐しているところであります。

施設の全体の利用人数につきましては、ちょっと今、手元に、先ほど言った令和4年の利用人数以外の資料がございませんので、申し訳ございません。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 次に86号、もう3回やったから。火葬場のかつうら聖苑、宮本工業所が当時、受けた。このときに2業者いたと思うんです。

当然、随契でこれを指定管理としていくんですけど、いや、いく話でここに上がってきているんでしょうけど、今回はそれに伴う指定管理の、当時、2社で、宮本工業所にいった話もあるんですけど、それ以外に今、物価の問題を考えたときに、こちらは民間企業で、かつうら聖苑を運営していく。その辺での予算上で、たしか2千四、五百万だったと思うんですけど、それは変わらず、今回の指定管理の発注なのか。あるいは他業者いての話なのか、その辺をお伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。君塚生活環境課長。

○生活環境課長（君塚恒寿君） お答えします。令和4年度の年間指定管理料、現在、1,669万8,000円で指定管理をお願いしております。

令和5年から令和9年までの5年間ということで今回、提案させていただいているところですが、年間の指定管理料に変更はなく、同額の1,669万8,000円で今後5年間やっていただけるという予定でございます。

あと、ほかの業者ということでございますが、今回、事業所の募集を行ったところ、現在、指定管理者として受けていただいております宮本工業所、五輪グループ1グループのみであったことを御報告いたします。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） これ変わらず、私も勘違いして、当時はもう少し高かったのか、その後、下がったのかという問題の経緯を、聞いたってしょうがないんですけど。今後の5年間も、今の1,669万で推移されていくと。ただ、悲しいながら勝浦の亡くなられる方も、昨日の一般質問の中で、ちょっと減っているのかなと。

その辺での、要するに亡くなる方の仕事量として、その辺は関係なく、何かで超過になるのか。後から「くださいよ」と言われるのか。そしてそれには当然、いろんな面の経費面も、そのときの処理方法で違ってこようかと思うんですけど、その辺の話というのはどうなっているのか、そ

れをお伺いしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。君塚生活環境課長。

○生活環境課長（君塚恒寿君） お答えいたします。人口のほうが減っておりますので、当然、亡くなる方も減っていくことが見込まれるところではあるんですけども、直近5年で申し上げますと、平成29年度が344名の方、平成30年度が337名の方、平成31年度が315名の方、令和2年度が345名の方、昨年、令和3年度が333名と、おおよそ330名前後で推移しておりますので、この先の火葬の大まかな人数としては、330名程度を見込んでの契約となる予定でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 今の数字というのは、昨日の一般質問でも出ていた数字というのは理解しているんですけどね。それによって多少の前後で、業者のほうも商売ですから、その辺の話というのはどうなのか。

例えば、ある面ではこのくらいのパイであれば、認められるけど、これ以上のパイだったら駄目ですよと言われているのか。指定管理の中で、その辺の契約というのがどうなっているのか、それ、再度確認しておきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。君塚生活環境課長。

○生活環境課長（君塚恒寿君） お答え申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、おおよそ330名で推移すると、今後5年間は330名程度で推移するというを前提にやっておりますので、特に火葬する方が大きく減った場合、増えた場合についてというところは、特にまだ協議しておりません。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 最後、87号、中倉の指定管理。前段者も言われたように、たしか私はこれ2期目のときに、あそこの土地改良して、確かに農業振興だということで、もう、実際、土地改良したときに、2,500万ぐらいであの建物をつくられ、農家、残っているのはいいんだなという単純な考えの中でありましてね。

そこで、指定管理という話になりますと、当然、中倉区、区民館があるのかないか分らないけど、それとは別のふれあい館的なもので、農業振興だという話の中であるんですけど、先ほど来の前任者も、中倉区に移管したほうがいいんじゃないのと。

平成15年、2期目のときにこれ、あれして、私もう6期ですか、やらせていただいているんですが、随分それから時間も、平成15年ですかね、もう十何年たっています。

そういう中で、その維持管理も当然、区民館なんかもそうなんですけども、そこで中倉区に指定管理をしていただいている以上、県のほうの振興のためだといって補助金を与えながら、中倉区さんはいただき、その利用価値というのも、先ほど説明の中で、年間、月1回、2回の話の中もあるし、多目的としてですね。

そういう中で、この辺のことは中倉区と考え、勝浦市の支出のほうを抑える意味でも、再度ここで令和10年までの指定管理をしなければいけないのかと。

じゃ、今回、大森、名木に耕地整理していますよ。当時、あのかき耕地整理しても、この問題でつくられたという記憶あります。そのときには、私も頭の中では果たしてという話の中にあるものですから、今、質問しているんですけどね。

そうしますと、今の名木、そして大森ですか、地区の土地改良やったとき、またこの話ができ

ちやうのかという問題もあるわけですよ。区民館はある、ふれあい館はある。じゃ、人口割合からいって、私的に考えて、そういう活用方法が、もっと有効にできないのかという思いをかけたときに、この指定管理はやめてもいいんじゃないかって。先ほど来、中倉区に渡したほうがいいんだ。中倉区に渡しても、その渡し方もいろいろな中で、管理費をつけたり、そういう話になってきますと、違うんじゃないかと思しますので、この辺の考えを、回答できる方をお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。今回、議案として提案させていただくに当たります。今年8月1日から8月31日までの1か月間、指定管理候補者を公募したところがございます。この公募の中で、中倉区から申請が上がってまいりましたので、今回、議案として上程させていただきましたところではあります。

なので、今後5年間は指定管理の制度を活用して、管理業務を委託していきたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） 言っていることは、この指定管理を、それは8月1日から30日で公募して、指定管理ありきなのか何なのかって。そのときには庁内で指定管理という方向で進んでいるから、そういう話なんだろうけど、それは課長、言っている意味は分かります。指定管理で進めるんだから、今後の5年。

私、言わんとしていることは、指定管理で幾ら……。2回目でちゃんと言っておく。幾ら指定管理で中倉区に払っているのか、この区長、代表に。そして、経費が本当に幾らかかっているのか。

そして、その問題点は中倉区にも、区民館がどこにあるかは、私も記憶にも何もないけど、そういう面の両方の建物、これは県のほうの農業振興だという中でつくられ、1回目の質問のときに2,500万か、たしかこれ、かかっているんですよ。かけているの。それ、分からなければ、分からないで、後で教えて。かかっている、私の記憶の中で。

そうしたときに、これをまた中倉区が管理、区民館を管理し、そこまで必要であれば、中倉区が2つをもう管理して、多少の補修工事は勝浦市で出していかなければいけないんでしょうけど。これをあえて指定管理料を払いながら管理していくのは、定かではないんじゃないのと私は思っているから言っているんであって。

その辺で、だから先ほど課長が答弁すると思わないから、どこに、こっちへ首を振ったんだけど。はっきり言ってあげればいいんだけど。市長に言ったって、分からないだろうし。副市長にお願いするしかない。副市長、その辺でどうお考えなのか、ちょっとお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 私のほうからお答え申し上げます。先ほど来、佐藤議員、それからまた寺尾議員のほうから言われていることについては、もっともな面が多分に私自身も感じるところでございます。

したがって、指定管理にとどまらず、その地区への移譲、それから業務委託という方法も視野に入れながら、今後については検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。私のほうからは管理に係る経費、それと市の負担額について申し上げます。令和3年度におけます管理経費が、58万8,881円、それに対しまして、市の負担額が47万6,708円となっております。

なお、中倉区におけます集会所等の施設は、こちらの中倉農村交流館1件となっております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○13番（寺尾重雄君） やめようと思ったんだけど、中倉区はここを使っているわけ？ じゃ中倉区はこれを区民館としての方向性というのは、副市長は今後、どのように移管するかということを考えるというんだから、それはそれとしても今回、議題に上がっているこれをどう採決するのかという話になっちゃうんだけど。

一旦は採決しても、その後の見直しというのは、中倉区との話は、副市長、できるんですか。今の話の中で、ここを使っているというから。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 今回、提案している件につきましては一応、令和5年から令和10年までと、5年間というスパンで指定管理を、お願いしているわけでございますが、これにつきましては、また話合いの中で、途中で解除することも可能でございますので、また、その旨、検討してまいりますというふうに思っております。

○議長（末吉定夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第85号ないし議案第87号は、産業厚生常任委員会へ付託いたします。

休 会 の 件

○議長（末吉定夫君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月10日から12月14日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、12月10日から12月14日までの5日間は休会することに決しました。

12月15日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（末吉定夫君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時36分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第75号～議案第87号の上程・質疑・委員会付託
1. 休会の件